

共同研究契約書【企業有償】（ひな型）2025 年度版

（契約項目表）

甲： 国立大学法人鹿児島大学				
乙：				
1 研究題目				
2 研究目的 及び内容				
3 分類 ※1				
4 研究実施場 所	甲： 乙：			
5 研究期間	年 月 日 から 年 月 日			
6 研究担当者	区分	氏名※2	所属・職名	本共同研究における役割
	甲			
	乙			
7 研究協力者	区分	氏名	所属・職名	本共同研究における役割
	甲			
	乙			
8 研究経費の 負担	区分		甲※7	乙
	①直接経費		円	円
	②学術貢献費		—————	円
	③間接経費 (研究管理経費) ※4 (①×30%)		—————	円
	④戦略的産学連携経費 (②×30%) ※5		—————	円
	⑤研究料 ※6		—————	円
	計 (①+②+③+④+⑤)		円	円 (消費税額及び地方消費税 額含む)
9 研究に使用 する設備等	区分	施設の名称	設備	
			設備名 ※8	規格
	甲			数量
	乙			

【「特別試験研究費税額控除制度」を利用する場合には、以下にも記入】※不要であれば削除可

費用分担		〇〇年度費用負担	内訳
	甲	円	
	乙	円	自社外試験研究費 円 自社内試験研究費 円
	合計	円	
明細①（甲負担分）（単位：円）			
	費目	見込額	備考
	原材料費	円	
	人件費	円	
	経費	円	
	委託研究費	円	
明細②（乙負担分）（単位：円）			
自社外試験研究費			
	費目	見込額	備考
	原材料費	円	
	人件費	円	
	旅費	円	
	経費	円	
	外注費	円	
	合計	円	
自社内試験研究費			
	費目	見込額	備考
	原材料費	円	
	人件費	円	
	経費	円	
	委託研究費	円	
	合計	円	

甲と乙は、上記契約項目表記載の研究(以下「本共同研究」という。)を共同で実施するにあたり、次の各条のとおり共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結し、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学契約担当役
南九州・南西諸島域イノベーションセンター長 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所 〇 〇 〇 〇
社名 〇 〇 〇 〇
役職 氏名 〇 〇 〇 〇 印

(定義)

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 1 「研究成果」とは、本契約に基づき実施する共同研究により得られた、知的財産権、成果有体物及び発明等を含む技術的成果をいう。なお、第9条に定める実績報告書に記載された技術的成果は研究成果に含まれるものとする。
- 2 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び育成者権
 - (2) (1)に定める権利の登録等を受ける権利
 - (3) 外国における(1)及び(2)に定める権利に相当する権利
 - (4) プログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
- 3 「ノウハウ」とは、秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの。
- 4 「成果有体物」とは、本研究成果としての有体物である試薬、材料、試料(微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等)、実験動物、試作品、モデル品、実験装置等をいう。
- 5 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるもの並びに有体物については創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 6 「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びに有体物及びノウハウの使用をいう。
- 7 「技術移転機関」とは、甲が指定する機関であつて、本共同研究の成果のうち甲が有する知的財産権及び成果有体物を使用する権利について、甲から委託を受けて、甲以外の者に実施許諾又は譲渡を行う機関をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、契約項目表に記載の共同研究を実施する。

- 2 甲及び乙は、研究の内容や進行予定を詳細に記す必要がある場合は、実験計画書や研究スケジュール等を双方協力して作成する。

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、契約項目表5に記載の期間とする。

- 2 甲及び乙は、本共同研究の研究期間満了前に本共同研究の目的を達成した場合には、甲乙合意の上で、本共同研究を終了することができる。この場合、本共同研究の研究期間は、契約項目表5の記載に関わらず、当該合意の日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、契約項目表6に掲げる者を本共同研究の研究担当者として、研究における役割を明確にして参加させるものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、研究担当者及び研究における役割について変更又は追加を行うことができる。

2 前項に規定する甲及び乙の研究担当者のうち、甲及び乙はそれぞれ1名を研究代表者として指名し、研究代表者に本共同研究を統括させるものとする。

3 乙が、自らの研究担当者を甲の研究実施場所において本共同研究に従事させることを希望し、甲がこれに同意する場合、甲は、当該研究担当者を学外共同研究員として受け入れることができる。この場合、乙は、当該学外共同研究員に甲の定める規則等を遵守させるものとする。

4 甲及び乙は、研究担当者の変更又は追加を行う場合には、あらかじめ相手方の書面（電子的方法を含む。以下同じ）による同意を得るものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第5条 甲及び乙は、契約項目表7に掲げる者を本共同研究の研究協力者として、研究における役割を明確にして参加させるものとする。

2 甲及び乙の研究担当者は、研究協力者となる者に本契約に基づき当該当事者が負う義務と同様の義務を遵守させなければならず、当該研究協力者になる者によるその義務の履行につき責任を持つものとする。

3 甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の新たな参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

（研究経費）

第6条 甲及び乙は、契約項目表8の区分に掲げる研究経費をそれぞれ負担する。

2 乙は、契約項目表8の区分乙に掲げる研究経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納入期限までに支払うものとする。なお、当該研究経費の納入に係る銀行手数料等は、乙の負担とする。

3 乙が所定の納入期限までに前項の研究経費を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額に民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条で規定する法定利率の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

4 第2項の研究経費の経理は甲が行う。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第7条 契約項目表8に掲げる研究経費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備等の提供等）

第8条 甲及び乙は、契約項目表9に掲げる施設・設備等を本共同研究の用に供する。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表9に掲げる乙の所有に係る設備等を無償で受け入れ、共同で使用する。なお、甲は、乙から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで自己の財産に対するのと同様の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備等の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

- 4 甲は、本共同研究が終了した場合、及び本共同研究が中止された場合には、第2項の規定により乙から受け入れた設備等を本共同研究の終了又は中止の時点における状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(実績報告書の作成)

- 第9条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の研究期間中に得られた研究成果について、実績報告書を本共同研究期間満了日又は本共同研究中止日の翌日から30日以内に取りまとめるものとする。
- 2 前項に基づき取りまとめられる実績報告書は2部作成し、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

(ノウハウの指定)

- 第10条 甲及び乙は、協議の上、前条に規定する実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定する。
- 2 前項において指定されたノウハウを秘匿すべき期間は、当該ノウハウの指定日から3年間とする。ただし、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の中止又は変更等)

- 第11条 天災その他の不可抗力又は本共同研究開始時に予測できなかったやむを得ない事由が生じた場合、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、本共同研究の中止等に伴い相手方に生じる一切の損害について、責任を負わないものとする。
- 2 前項に基づく場合を除き、甲又は乙からの本共同研究の中止又は研究期間の延長の申し入れがあった場合は、甲乙協議の上、双方合意のあるときに限り、本共同研究を中止し又は研究期間を延長することができる。
- 3 甲又は乙からの本共同研究の研究内容変更の申し入れがあった場合は、甲乙協議の上、双方の合意のあるときに限り、本共同研究の研究内容を変更することができる。
- 4 第1項から第3項までの規定に基づき本共同研究を中止又は研究期間若しくは研究内容を変更する場合は、甲乙間にて契約内容の変更に関する変更契約書を締結するものとする。

(研究の終了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

- 第12条 第3条第2項に基づき本共同研究が終了した場合、又は前条の規定に基づき本共同研究が中止された場合であって、第6条第2項の規定により納入された研究経費の額に不用が生じたときは、乙は、甲に対し不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。なお、乙の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は乙の負担とする。
- 2 前条の規定に基づき研究期間が延長された場合であって、研究期間の延長により納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、甲は、直ちに乙に書面により通知し、甲及び乙は、不足する研究経費の負担について協議するものとする。

(知的財産権の帰属及び出願等)

第 13 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等を創作した場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた知的財産権(以下、「本知的財産権」という。)が、自己の研究担当者又は研究協力者(以下、「研究担当者等」という。)に帰属する場合(その知的財産権が共有である場合も含む。)、甲及び乙それぞれの規則等により当該研究担当者等から当該知的財産権の承継を受けることができることを表明し保証する。
- 3 甲又は乙は、それぞれ自己に属する研究担当者等が、本共同研究を行う過程で、単独で発明等を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権を単独で所有するものとする。この場合、当該発明等に係る知的財産権を単独で所有する当事者は、当該発明等に係る出願等を単独で行うことについて事前に相手方の同意を得た上で、当該発明等に係る出願等を単独で行うことができる。
- 4 甲及び乙は、本共同研究において甲に属する研究担当者等及び乙に属する研究担当者等が共同して発明等を行った場合、当該発明等に係る知的財産権を共同で所有するものとする(以下、「共有知的財産権」という。)。甲及び乙が当該共有知的財産権の出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して決定した上で、第 15 条の定めに従った共同出願等契約を別途締結し、共同して出願等を行う。
- 5 甲又は乙が共有知的財産権を相手方から承継するか又は相手方が放棄することにより、甲又は乙が当該共有知的財産権を単独で所有するに至った場合は、所有する当事者が単独で出願等を行うことができる。
- 6 第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、甲が自己に属する研究担当者等から発明等を受ける権利を承継しないときは、当該発明等に係る知的財産権は当該研究担当者等に帰属するその旨を乙に通知する。当該通知を受けた場合、乙は、当該甲に属する研究担当者等と、当該発明等に係る権利の持分及び出願等について協議の上、別に定めるものとする。
- 7 第 10 条に規定するノウハウ及び著作権の取り扱いについては、甲乙協議の上、別に定めることができる。

(外国における知的財産権に関する取扱い)

第 14 条 第 13 条、第 15 条から第 18 条までの規定は、外国における知的財産権及び外国における出願等(以下「外国出願等」という。)についても適用する。

- 2 甲及び乙は、協議の上、共同で行う外国出願等の要否、出願国等を定める。

(共有知的財産権の取扱い)

第 15 条 乙が、甲及び乙の共有知的財産権を実施する場合には、乙の実施に関する契約を甲乙間で別途締結し、乙は甲に対して対価を支払うものとする。

- 2 共有知的財産権について、乙が独占的に実施する権利又は独占的实施を含むオプション権を得る場合には、乙は当該権利付与の対価を甲に支払うものとし、甲乙間で別途契約を締結するものとする。
- 3 共有知的財産権について、甲の持分を乙に譲渡する場合又は甲の持分を乙に譲渡するオプション権を付与する場合には、乙は、当該譲渡又はオプション権付与の対価を甲に支払うものとし、甲乙間で別途契約を締結するものとする。
- 4 乙が、第 2 項に定める権利又は第 3 項に定める譲渡を希望しない場合には、甲及び乙は、共

有知的財産権について、相手方の同意を得ることなく単独で第三者に有償で非独占的通常実施権を許諾できるものとする。この場合、甲、乙及び第三者との間で実施許諾契約を締結するものとし、受領する対価の配分については、第16条の定めに従う。

5 甲及び乙は、第1項から前項に定める事項の他、共有知的財産権の取扱いについて、当該共有知的財産権の出願時までには別途協議により定めた上で、第13条第4項に定める共同出願等契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の実施料)

第16条 甲又は乙は、共有知的財産権を第三者に実施させた場合、当該第三者から得た対価を甲及び乙の持分に応じて配分する。ただし、甲及び乙は、当該実施許諾の交渉・手続に要した費用（甲の指定する技術移転機関に支払う報酬も含む。）を斟酌の上で、配分を決定することができる。

(特許料等)

第17条 第13条により出願する知的財産権に関する出願等費用、特許料(以下「特許料等」という。)の負担は、次の各号のとおりとする。

(1) 第13条第3項又は同条第5項の規定により単独で所有する知的財産権については、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

(2) 共有知的財産権については、原則として乙が負担するものとする。

(技術移転機関の利用)

第18条 第13条第3項又は同条第5項に規定する知的財産権につき、甲が自己の持分を第三者へ許諾又は譲渡する場合は、甲は技術移転機関に当該許諾又は譲渡の業務を委託することができる。

(知的財産権についての大学による教育研究目的での実施)

第19条 甲は、本共同研究において生じた発明に係る知的財産権等について、第10条、第22条及び第23条に定める義務を遵守の上で、教育又は研究の目的で、無償かつ非独占的に実施することができるものとする。甲の研究担当者等による、教育又は研究を主たる目的とする甲以外の大学若しくは政府系研究機関等における知的財産権等の実施、及び、甲以外の大学又は政府系研究機関等との共同研究としての知的財産権等の実施についても、同様とする。

(成果有体物の取扱)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い成果有体物を授受するときは、別途その取扱を定めた成果有体物移転契約を締結する。

2 甲及び乙は、自己に属する研究担当者等が本共同研究の実施に伴い成果有体物を創作、抽出又は取得したときは、速やかに相手方にその旨を通知し、成果有体物の帰属及び取扱いについて、協議の上これを定めるものとする。

(情報交換・進行状況報告)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料等を相互に無償で提供又は開示する

ものとする。ただし、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、提供又は開示された情報、資料等のうち返還の必要があるものについては、本共同研究終了後又は本共同研究の中止後、相手方に返還する。

3 甲及び乙は、必要に応じ進行状況報告会を開催し、本共同研究の進行状況について報告を行うとともに進行その他について協議を行う。

(秘密の保持)

第 22 条 本契約において「秘密情報」とは、相手方より提供又は開示を受けた情報であって、次の各号のいずれかに該当する技術上又は営業上の情報をいう。

(1) 秘密である旨の表示がなされた資料、データ、研究試料、その他の情報（書類、電子媒体等に格納された情報を含む。）

(2) 口頭又は視覚的方法により開示され、開示に際し秘密である旨が明示され、かつ、開示後 30 日以内に書面で相手方に通知されたもの

(3) 第 9 条に定める実績報告書

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外するものとする。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報

(5) 秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

3 甲及び乙は、本契約の内容、本契約に基づく検討及び協議の内容と結果について、相手方の秘密情報として取り扱うものとする。

4 秘密情報の複製物及び複製物は、秘密情報として取り扱うものとする。ただし、甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な範囲を超えて、相手方の秘密情報の一部又は全部を複製又は複製してはならない。

5 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、秘密情報について、契約項目表の研究担当者等以外に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙は、契約項目表の研究担当者以外の者であって秘密を知る必要のある甲及び乙〔(乙の連結子会社である〇〇〇〇株式会社を含む。)、又は、(乙の親会社である〇〇〇〇株式会社を含む。)(注)必要がある場合に〔 〕を挿入。〕それぞれの役職員に対して秘密情報を開示することができる。

6 甲及び乙は、前項の規定により秘密情報の開示を受ける研究担当者等又は役職員に対して、その所属を離れた後も含め、本契約に定める秘密保持義務を負わせるものとする。

7 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

8 第 2 項から第 7 項の有効期間は、第 3 条の本共同研究開始の日から本契約終了後 3 年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(個人情報取扱い)

第 23 条 甲及び乙は、相手方から開示された「個人情報」について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱う。本条でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報を容易に照会することができ、これによって当該個人を識別できるものを含む。)をいう。

- 2 甲及び乙は、前項に定める個人情報を第三者に預託、提供又は開示し、本共同研究の目的以外に使用、複製又は改変等を行ってはならない。
- 3 甲及び乙は、第 1 項に定める個人情報を、本共同研究の終了後又は解除後、速やかに相手方に返還する。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(研究成果取扱い)

第 24 条 甲及び乙は、本共同研究によって得られた本研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)であつて、第 22 条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること(以下「本研究成果の公表等」という。)ができる。なお、相手方の書面による同意なく、ノウハウを開示してはならない。

- 2 前項の場合、甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、本研究成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。又、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、本研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後 14 日以内に本研究成果の公表等の対象となる技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知し、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、本研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の書面による同意なく、本研究成果の公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第 2 項の通知しなければならない期間は、第 22 条第 8 項に規定する秘密保持期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。
- 5 第 2 項、第 3 項及び前項に規定する通知は、甲及び乙の研究代表者間の通知をもって足りるものとする。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、甲における学内のみでの卒業論文若しくは修士論文での発表の場合は、当該学内のみでの発表会の参加者にも第 22 条に規定する義務と同等の義務を課すことを条件に、本条 2 項、及び 3 項に規定する相手方への通知、協議及び同意は不要とする。

(名義使用)

第 25 条 甲及び乙は、本共同研究に基づく成果や製品等の活用、宣伝、販売にあたり、相手方の名称、略称、ロゴマーク、研究担当者の氏名、所属、職名等の使用を希望するときは、当該使用の可否及び内容等について、事前に相手方の同意を得なければならない。なお、本共同研究終了後に、乙が甲の名称等の商標の使用を希望するときは、別途その取扱を定めた商標使用許諾契約を締結するものとする。

(安全保障輸出管理)

第 26 条 甲及び乙は、本契約に従い相手方から提供される貨物又は技術を輸出又は非居住者等への提出を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

2 甲及び乙は、本契約に従い相手方から提出・支給・貸与されるいかなる貨物又は技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明している若しくは疑いがある場合は直接・間接を問わず輸出又は非居住者等への提出を行わない。

(契約の解除)

第 27 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 7 日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。

(2) 相手方が本契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停手続、特別清算を申立又は申立を受けたとき。

(2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥ったとき。

(3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 解散の決議をしたとき。

(反社会的勢力の排除)

第 28 条 甲及び乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)は、相手方に対し、本契約期間中及びその後において、自らが次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ、確約する。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関連企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ

(6) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)は、本契約期間中及びその後において、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告を要せずに相手方への書面での通

知をもって、本契約の全部又は一部(本契約終了後の存続条項を含む。)を解除することができる。

(損害賠償)

第 29 条 甲又は乙は、故意又は重過失に基づき、相手方(研究担当者等を含む。)による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときのみその賠償を請求でき、その賠償範囲は、直接的かつ現実に被った損害(損害賠償請求に要する合理的な弁護士費用を除く。)のみとする。

2 甲又は乙は、第 27 条及び第 28 条により本契約を解除したことによって相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(契約の有効期間)

第 30 条 本契約の有効期間は、第 3 条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第 9 条(実績報告書の作成)及び第 10 条(ノウハウの指定)、第 12 条(研究の終了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)から第 26 条(安全保障輸出管理)、第 28 条(反社会的勢力の排除)、前条(損害賠償)及び第 32 条(準拠法及び裁判管轄)の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 31 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 32 条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 本契約に関する紛争については、被告の本部又は本社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

※注 この契約書案は、本学の提示案であり、学外機関等との協議で必要に応じて条文を加除・修正できる。

【契約項目表記載要領】

※1 「3 分類」には、以下の特定目的別研究分野を記載する。

①ライフサイエンス分野、②情報通信分野、③環境分野、④物質・材料分野、⑤ナノテクノロジー分野、⑥エネルギー分野、⑦宇宙開発分野、⑧海洋開発分野、⑨その他
--

※2 研究代表者には※印を、学外共同研究員には◎印を付す。

※3 「5 研究期間」が、複数年契約の場合は、「8 研究経費の負担」を年度ごとに区分し、年度ごとの経費の負担額を明示する。

※4 間接経費（研究管理経費）は、直接経費（直接研究に必要な経費）の総額の 30%とする。なお、間接経費（研究管理経費）は、鹿児島大学の研究環境の改善、産学官連携の機能向上や管理運営等の目的に充てることとする。

※5 戦略的産学連携経費は、鹿児島大学の中長期的な産学官連携活動や研究力強化に資する経費に充てることとする。

※6 学外共同研究員を一定期間派遣する場合は、受け入れに当たり研究料（月割りなし）として1人当たり6ヶ月以内が220,000円（税込）、6ヶ月を超えて1年以内が440,000円（税込）の金額を入れる。

※7 「8 研究経費の負担」の甲欄については、学長裁量経費等、予算措置が明確になされている場合に記載する。

※8 「9 研究に使用する設備等」の設備名には専用設備、共用設備等の詳細を記載する。

※9 必要に応じて修正又は削除可。